

地域産業資源活用の促進について

平成26年9月
経済産業省 中小企業庁



「地域経済環境の構造変化の進展を踏まえた中小企業支援策の在り方について」

(平成19年2月中小企業政策審議会経営支援部会報告書)

・・・少子高齢化と人口減少社会の到来、グローバル化と国際競争の激化など、・・・我が国経済が、こうした環境の構造変化に的確に対応し、今後発展を続けていくためにも、各地域において・・・「強く」、「魅力ある」経済が確立していくことが重要である。そのための重要な核となるのがそれぞれ地域の強みである「地域資源」の活用であり、特に地域経済を支える中小企業によって創意あふれる事業展開が活発に行われることが地域経済の活性化の鍵を握っている。

第一 総論

地域で暮らす人々の生活や中小企業や小規模事業者の方々は未だに厳しい状況に置かれており、人口減少という厳しい現実にも打ち勝つ必要がある。地域の経済構造に関する思い切った改革を進め、地域全体の持続性を高める上で核となる特色ある産業を育てるための総合的な対策を講じていく必要がある。言うまでもなく、成長戦略の目標は、グローバル社会の中で、我が国の中長期的な成長を確固たるものとするにとどまらず、アベノミクスの効果を全国に波及させ地域経済の好循環をもたらし、いわばローカル・アベノミクスにより、最終的には地方の元気を取り戻し、国民一人一人が豊かさを実感できるようにすることである。

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

- (3) 新たに講ずべき具体的施策
- ② ふるさと名物応援

中小企業地域資源活用促進法を見直し、品質管理の徹底など消費者の購買意欲を喚起する仕組みを組み込みつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進するとともに、観光（自然、文化、産業遺産等）や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。

くなぜ国が地域産業資源活用事業計画の認定を行うのか。>

○地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長を達成するためには、地域経済への波及効果をもたらずモデル的事業を全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。

○「地域経済への波及効果」の評価に当たっては、全国及び海外に及ぶ域外需要を取り込めるか、という全国的な視点が必要。

くなぜ都道府県が地域産業資源の指定を行うのか。>

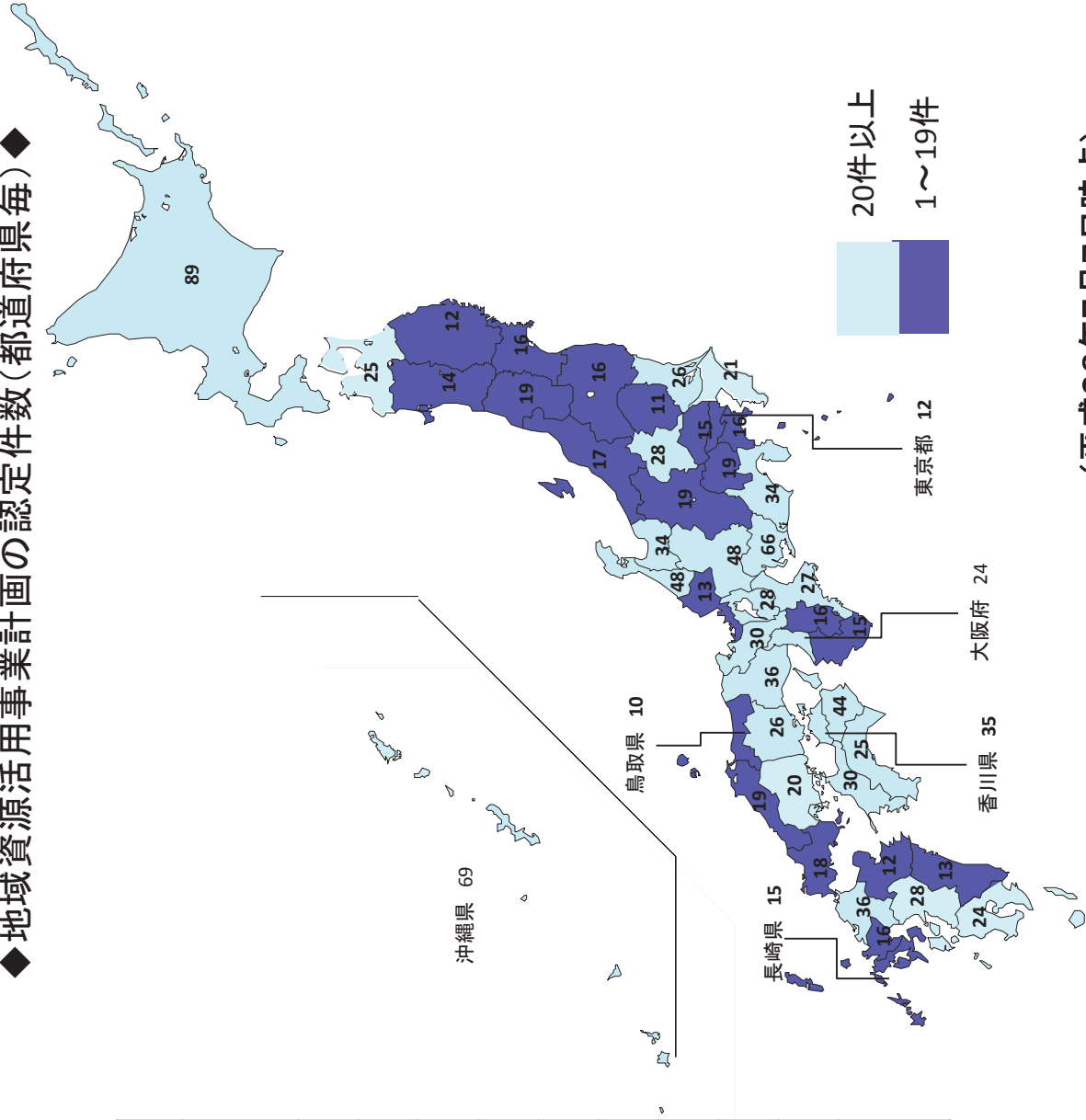
○地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域ごとの資源の賦存状況に知見を有する都道府県がこれを指定することとしている。

＜参考＞地域産業資源活用事業の認定件数

◆地域資源活用事業計画の認定件数(ブロック毎)◆

経産局	件数						計		
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度	26年度
北海道	26	29	18	4	6	5	1	0	89
東北	26	15	18	10	6	12	13	2	102
関東	51	43	37	19	21	18	26	3	218
中部	45	47	39	21	24	22	21	4	223
近畿	32	40	40	12	10	11	14	3	162
中国	34	22	16	2	2	7	8	2	93
四国	32	22	30	12	14	18	6	0	134
九州	37	32	27	6	5	13	18	6	144
沖縄	22	11	9	6	5	5	11	0	69
計	305	261	234	92	93	111	118	20	1234

◆地域資源活用事業計画の認定件数(都道府県毎)◆



(平成26年7月7日時点)

地方分権改革有識者会議
提案募集検討専門部会御説明資料

平成26年9月3日
消費者庁

消費者安全法に基づく財産分野に係る措置等の概要

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保

- 消費者庁による一元的な情報の集約・分析
- 集約・分析した情報に基づく適切な法執行の確保

財産被害事案の「消費者事故等」(2条5項3号)

○虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

【消費者事故等に該当する場合(消費者安全法施行令)】

- ①虚偽・誇大な広告・表示
- ②申込みの撤回・解除・解約を妨げる行為(不実告知・事実不告知、断定的判断の提供 等)
- ③消費者を欺き、威迫し、困惑させる行為
- ④不当な契約締結又はその勧誘(個別法によって取消事由とされている不当な勧誘行為、無効となるような不当な契約条項を含む契約 等)
- ⑤債務不履行
- ⑥違法景品類の提供 等

消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

1. 消費者への注意喚起 (38条1項)

消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表。

2. 他の大臣に対する措置要求 (39条1項)

消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合、当該法律に基づく措置を実施するよう関係大臣に要求。

消費者の財産被害に係る隙間事案への行政措置の導入

※平成25年4月1日施行

1. 事業者に対する措置

(「隙間事案」の場合(被害の発生・拡大防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置がない場合))

(例)実態のない権利の取引(架空の温泉利用権、鉱山採掘権等)

○措置の要件: 「多数消費者財産被害事態」(消費者に重大な財産被害を生じさせる事態)

- ・取引の分野の「消費者事故等」のうち、
- ・消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって**事業者が示す内容・取引条件と実際のも**が著しく異なる取引などが行われることにより、
- ・**多数の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれ**のある事態

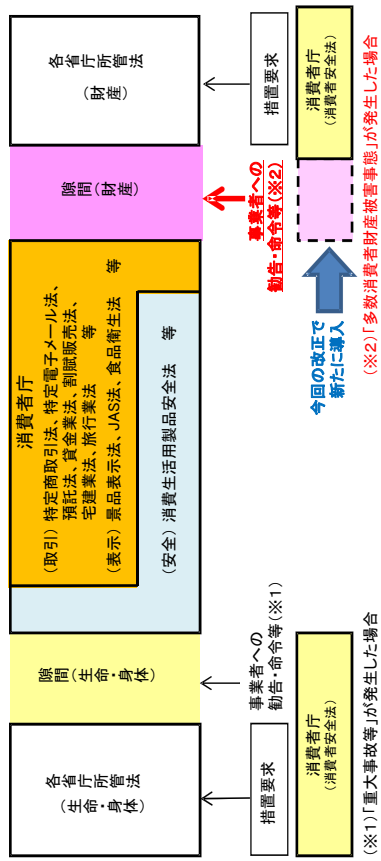
○措置の内容: 事業者に対して、内閣総理大臣が措置

- ・被害を生じさせている取引の取りやめその他必要な措置を**勧告**
- ・勧告に正当な理由なく従わない場合、勧告に従う旨を**命令**(命令違反に対しては罰則)

2. 関係機関等への情報提供

被害の発生・拡大の防止に資する情報を、内閣総理大臣が**関係機関等へ提供**
(例)犯罪利用預金口座等を発見した場合、いわゆる振り込み詐欺救済法に基づく口座の凍結のため、金融機関に対し情報提供

【「隙間事案」への勧告・命令のイメージ】



平成25年4月1日から
左記に追加して施行

消費者庁における財産被害事案の事務フロー

